

富山、平9不2、平10.12.15

命 令 書

申立人 国鉄労働組合北陸地方本部  
申立人 国鉄労働組合北陸地方本部富山県支部  
  
被申立人 西日本旅客鉄道株式会社

主 文

- 1 被申立人西日本旅客鉄道株式会社は、申立人国鉄労働組合北陸地方本部及び申立人国鉄労働組合北陸地方本部富山県支部所属の組合員に対し、申立人組合を脱退するよう働きかけるなどして、申立人組合の運営に支配介入してはならない。
- 2 被申立人会社は、本命令書写しの交付の日から1週間以内に、下記の文書を申立人両組合にそれぞれ手交するとともに、日本工業規格B列1番の大きさの白紙に同文を楷書にて明瞭に記載し、被申立人会社富山運転センターの従業員の見やすい場所に毀損することなく10日間掲示しなければならない。

記

当社富山運転センター所長が、平成9年1月から同年2月にかけて貴組合員であったX1に対し、貴組合からの脱退を働きかけた行為は、富山県地方労働委員会において、労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為であると認定されました。

よって、当社は、貴組合に対し、今後このような行為を繰り返さないことを誓約します。

平成 年 月 日  
国鉄労働組合北陸地方本部  
執行委員長 X 2 殿  
国鉄労働組合北陸地方本部富山県支部  
執行委員長 X 3 殿

西日本旅客鉄道株式会社  
代表取締役 Y 1

理 由

第1 認定した事実

1 当事者等

- (1) 被申立人西日本旅客鉄道株式会社（以下「会社」という。）は、昭和62年4月1日、日本国有鉄道改革法等に基づき、日本国有鉄道（以下「国鉄」という。）が経営していた旅客鉄道事業等のうち、本州の西日本地域における旅客鉄道事業等を承継して設立された法人で、肩書地に本社

を置き、その従業員数は、平成8年4月1日現在47,260名である。

なお、会社は、金沢、京都、大阪、和歌山、神戸、福知山、岡山、米子、広X1、福岡に支社を置いている。

- (2) 申立人国鉄労働組合北陸地方本部（以下「地本」という。）は、申立外国鉄労働組合（以下「国労」という。）の下部組織で、会社金沢支社（以下「支社」という。）の事務所に勤務する従業員及び日本貨物鉄道株式会社金沢支店の事業所に勤務する従業員を主たる構成員とする労働組合であり、その組合員数は、平成9年7月1日現在534名である。
- (3) 申立人国鉄労働組合北陸地方本部富山県支部（以下「支部」という。）は、地本の下部組織で、富山県における地本の組合員を構成員とする労働組合であり、その組合員数は、平成9年7月1日現在156名である。
- (4) なお、会社には、国労のほかに、西日本旅客鉄道産業労働組合（以下「西労組」という。）及びジェーアール西日本労働組合（以下「西労」という。）等がある。

## 2 松任工場における労使関係

- (1) 会社松任工場（以下「松任工場」という。）は、総務科、工程管理科の2科と組立職場、部品職場、鉄工職場の3職場で構成されており、平成7年当時、Y2は総務科の科長として松任工場では工場長に次ぐ地位におり、主に庶務全般の責任者であった。なお、Y2総務科長と後述の富山運転センター所長Y2（以下「Y2所長」という。）とは同一人物である。
- (2) 平成7年5月から同年6月にかけて、組立職場のY3首席助役と部品職場のY4職場長が数人の国労組合員に国労からの脱退を働きかけたと取られかねない言動をした。Y2所長は、上記2名の上司としてこの言動を承知した上で、国労松任工場支部の執行委員であるX4に総務科への転勤時期等について話した。なお、国労の組合員で総務科へ配属されたものはおらず、X4も、国労脱退後に総務科に配属された。
- (3) 平成7年6月1日、地本は支社のY5人事課課長代理（以下「Y5課長代理」という。）に対し、松任工場において、上記職場長等が国労組合員に国労から脱退することを働きかけたとして、「松任工場における国労組織破壊・組織脱退工作の不当労働行為に関する抗議と緊急団交の申し入れ」を手交した。

この申し入れに対し、支社は、不当労働行為は存在しなかったと回答し、団体交渉を拒否した。
- (4) 平成8年1月25日、地本は支社に対し、松任工場における上記国労組合員に対する脱退工作について、同月29日に石川県地方労働委員会に対し不当労働行為救済申立てする旨を文書で通知した。
- (5) 平成8年1月26日、支社Y6人事課長の指示に基づきY5課長代理がX2地本執行委員長（以下「X2委員長」という。）との間で、松任工場の件について交渉を持ち、その中で、Y5課長代理はX2委員長に対

し円満な解決を図りたい旨申し入れた。

- (6) 平成8年1月30日、松任工場において、国労松任工場支部側は、X5執行委員長、X6執行副委員長及びX7書記長が、会社松任工場側は、Y7工場長及びY2総務科長が各出席した席上、同工場長が、下記事項を口頭で表明した。

#### 記

松任工場一部管理監督者において不信を招くような行為が見受けられたことについて遺憾に思う。

工場における業務運営には健全な労使関係を維持発展させることが重要であり、今後とも労使の正常化に努力を続けてまいりたい。

- (7) この結果、地本は、不当労働行為救済申立てをしないこととし、平成8年2月14日、支社に対して、上記申立てすることを延期する旨通知した。

### 3 Y2所長のX1に対する発言等

- (1) X1（以下「X1」という。）の職場である支社北陸地域鉄道部富山運転センター（以下「運転センター」という。）は、富山市上赤江411番地に存し、支社管内の一部における列車の運行业務全般を担い、その従業員数は、平成9年7月1日現在281名である。その内、管理職は、所長及び副所長の2名である。

従業員の主な職種は、運転士131名、車掌71名、検修57名であり、労働組合の組合員の構成は、国労7名、西労約10名、その他は、西労組所属である。

- (2) 1月21日におけるY2所長のX1に対する言動

平成9年1月21日、Y2所長は、出勤点呼後、国労組合員のX1を、所長室に呼んだ。なお、当日、X1は、乗務終了後、行路面談（指定された行路において、運転士が乗務終了後、行路の中で起こった事柄について、所長及び指導助役と面談を行うこと）を受けることになっていた。

X1が所長室へ行くとY2所長は、「Y8部長（北陸地域鉄道部長）が『X1君みたいな優秀なやつが今の組合のままで良いのか。』と言って心配している。」「どうや、JRになって十年が過ぎようとしている。俺が面倒見てやる。」「後のことは心配いらないから考えてみ。」「お前、教導（指導運転士）になりたいやろ。」等と言った。

X1が、「教導したいです。」と答えると、Y2所長は、「今のままじゃ無理や。」と言った。

X1が、「国労のままじゃだめですか。」と聞き返すと、Y2所長は、「当たり前やにかい。」と言った。X1が黙っていると、Y2所長は、「X1、変わる方向で考えてみ。」と言ったので、X1は、「はい。」と答えた。

以上のようなやり取りが10分程度あった。

- (3) 2月初旬におけるY2所長のX1に対する言動

平成9年2月初旬頃、X1が、富山駅からの運転乗務のため、富山貨物駅から富山駅へ向かう列車に便乗していると、客室に乗り合わせていたY2所長から、「X1、何もたまたしとるんじゃ、2月中やぞ、いいか2月中やぞ。」と言われた。

(4) 2月19日におけるY2所長のX1に対する言動

平成9年2月19日、Y2所長は出勤点呼前に、X1に対し、「仕事が終わったら話がある。」と言った。

乗務終了後、X1が所長室へ行くとY2所長は、「どうなっているんや、変わる言うたろが。」「2ヶ月か1ヶ月待ってくれいうがやったら、わかるちゅうがや。そんな話になるかいや。X1ちゃんにしたって、こう言うたもんをまたこうひっくり返して、のう、考えとれんて。」と言った。それに対し、X1が、「いや、完全にまあ、変わる考えで考えさせてくれとは言っとったけど。」と答えると、Y2所長は、「完全に変わる考えで考えさせてくれじゃない、変わりますて言うたがいや。」等と大きな声で言った。

話の途中で電話がかかってきて中絶した後、Y2所長は、「今になって、やっぱり変わるということをもう一回考えて、1ヶ月か2ヶ月考えさせてくださいと。なあ。そんながになっとったから、そんなきや、わしゃ話できんぞ。変わる方向でやぞ。」「そんなもん、誰がそんなことできるいね。そんな話、したてもできんわ。わしゃ。もうちょっと待つとってくれやったら、わしゃわかるわい。そんなだらな話ないわいや。」「どんだけ待つとつても2ヶ月やぞ。知らんぞ。変わる方向でやぞ、変わらんという方向でないがやぞ。」「もういっぺん考えてみい。なあ。」等と言った。

所長室でのやり取りは、30分程度であった。

なお、X1は、当日の会話をY2所長の了解を得ず、録音テープに録音した。

(5) 申立て後の状況

平成10年9月18日、申立時において申立人であったX1は、運転センターで働く仲間との和がこの申立てをしたことにより損なわれたとして、X1個人の申立てを取り下げた。

4 申立人が請求する救済内容の要旨

(1) 被申立人は、その管理職らをして申立人所属の組合員に対し、申立人組合を脱退するよう働きかけるなどして、申立人組合の運営に支配介入してはならない。

(2) 陳謝文の手交並びに本社及び支社管内の全事業所への掲示

第2 判断

1 当事者の主張要旨

(1) 申立人は、次のとおり主張する。

ア Y2所長のX1に対する次の言動は、X1に対する国労からの脱退

勸奨であり、これは、国労の弱体化を目的としていることは明白であるから、労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為である。

イ 平成9年1月21日、Y2所長は、乗務終了後に行路面談が予定されていたのに出勤点呼後直ちにX1を所長室に呼び、X1に対し、X1は優秀であるが、このまま組合には出世が望めないこと、国労においては、指導運転士になれないこと等をほのめかし、暗に国労を辞めれば、指導運転士になれるとの利益誘導をちらつかせて国労の脱退を勧めた。

ウ 平成9年2月初旬、X1が、富山駅からの運転乗務のため富山貨物駅から富山駅へ向かう列車に便乗していた際、Y2所長から2月中に国労を脱退し、西労組に変われと強く言われた。

エ 平成9年2月19日、Y2所長が、X1に対し、X1が国労を変わると言っていたのになぜ変わらないのかと詰問し、国労を変わりたいくない理由を説明しようとするX1を無視して、一方的に変わると言ったのではないかと怒鳴り続けた。

更に、Y2所長は、X1に対し、執拗に組合を変わるよう説得を行い、西労組富山運転分会の幹部であるZ1やZ2と話をすることを勧め、Y2所長もZ1らにX1のことを言っておく等と言って、国労からの脱退を働きかけた。

(2) 被申立人は、次のとおり主張する。

ア 被申立人は、申立人の主張するようなX1に対する脱退勸奨を行ったことは全くなく、したがって、申立人に対する支配介入もしていない。

申立人の前記主張については、次のとおり反論する。

イ 平成9年1月21日にY2所長がX1に面談したのは事実であるが、これは、Y2所長が平成8年6月に運転センターへ着任以来、多くの運転士と面談を実施してきたが、X1とは当日まで行路面談、所長面談のいずれも実施していなかったことから、一度面談を行う必要があると考えて実施したものである。なお、行路面談は、予定されているからといって必ず実施されるものでもなく、柔軟に運用されているのが実態であり、乗務前に行うこともある。

面談の内容は、平成9年は新年早々事故が続発したことを踏まえ、事故には気を付けてほしいという話と、若い社員もどんどん増えていくので、指導運転士になるように頑張りたいという話を中心であり、X1も、指導運転士をやりたいという趣旨の話をしていった。

また、Y2所長がX1に組合を変わるよう勧めたことはなく、X1から、組合変わろうかどうか悩んでいるという話があったものであり、これに対し、Y2所長は、組合のことは自分でよく考えて判断するようにとの趣旨の話をしたにすぎない。

ウ 平成9年2月初旬、Y2所長が、列車に乗った際にX1に会って話

をした事実はない。申立人は、本件申立て当初、平成9年2月2日に上記話合いがあったと主張していたが、この日は、X1は乗務していなかったのであるから、申立人の上記主張は虚偽である。

エ 平成9年2月19日、Y2所長が、X1と所長面談をしたのは事実であるが、その目的は、線見（初めて運転する行路につき、実際に運転台に乗って列車運転に必要な事柄を覚え込むこと）及び経営理念実践状況会議の話をするためであった。

また、Y2所長は、この面談の中で、前回面談時にX1が組合を変わろうか悩んでいるという話をしたことを思い出し、悩みが解決できたかどうかを尋ねたところ、X1がそういう相談をしたこと自体を否定し、あいまいなことを言い出したので、いい加減なことを言わないよう注意をしたことはあったが、組合からの脱退を働きかけたことはない。

## 2 当委員会の判断

(1) 本件は、申立人が主張する事実関係について、被申立人がそのような事実は全くなかったと主張するところ、事実関係については、第1の3以下において認定したとおりであって、この認定事実に基づけば、平成9年1月21日、同年2月初旬頃、及び同年2月19日のY2所長のX1に対する各言動は、X1に国労からの脱退を強く勧めたことを認めるに十分である。

(2) そこで、当委員会が上記事実を認定した経緯について簡単に触れておくことにする。

ア 平成9年1月21日、Y2所長とX1が所長室で面談したことについては、当事者間に争いが無いところであるが、面談の目的と内容については、当事者間の主張が相違するところである。

被申立人は、Y2所長が運転センターへ着任以来、X1とは行路面談、所長面談のいずれも実施していなかったことから、一度面談を行う必要があると考えて実施したものであり、面談の内容は、事故には気を付けて欲しいという話と指導運転士になるように頑張る欲しいという話を中心であったのであり、また、X1から、組合を変わろうかどうか悩んでいるという話があったと主張しているが、X1の乗務終了後に行路面談が予定されていたにもかかわらず、わざわざ乗務前に面談を行っていること、X1は審問において証人として具体的に証言しているのに対し、被申立人は当委員会の強い要請にもかかわらず直接の当事者であるY2所長を証人申請せず、Y2所長から事情を聴取したとするY9のみを証人に立てていること、面談の内容についても乗務前にしなければならないような緊急を要する話ではないこと、X1とはそれまで特に親しい関係とも思われないY2所長にX1から組合の脱退について話し出すこと自体不自然であること等から、被申立人の主張している事実については信用できない。

なお、被申立人は、行路面談は柔軟に運用されており、通常は乗務終了後に行うが乗務前に行うこともあると主張するが、行路面談は主に運転士が乗務終了後に、その行路についてどうであったかを所長又は指導助役に報告し、面談指導を受けるものであることからみて、面談の内容が緊急を要するとは思えず、かつ、その他特別な事情もない本件において、わざわざ乗務前に面談する必要があるとは考えられないところであり、乗務前の面談には、Y2所長に別の意図があったと推測されるのである。

イ 被申立人は、平成9年2月初旬、Y2所長が、X1に対して国労を脱退するよう話をしたとする申立人の主張に対し、Y2所長はその頃、X1とは会っていないと主張するところ、確かに、申立人が申立て当初主張していた平成9年2月2日に上記話合いがあったとは証拠上認められないところである。しかし、第1の2で認定したとおりY2所長は松任工場における労使紛争に関与していたことから始まり、前記の1月21日の面談その後の2月19日の面談等一連の言動、前記で指摘したX1の証言内容及びY2所長が証人に立たなかったことからみて、2月初旬頃、第1の3の(3)で認定した事実があったことは、十分認められるところである。

ウ 平成9年2月19日に、Y2所長とX1が面談したことは、当事者間に争いがないところ、被申立人は、面談の目的はY2所長がX1に対して線見及び経営理念実践状況会議の話をするにであったのであり、面談の内容も組合からの脱退を働きかけるようなものではなかったと主張する。

しかし、第1の3の(4)で認定した事実があったことは、証拠として提出されている当日の会話を録音したテープの反訳書から十分認められる。

被申立人は、会話を録音したテープの内容について、前記認定した会話が録音されていることは認めるものの、その会話の当事者の一人がY2所長であることについては争うと主張する。

X1は、その証言の中で、Y2所長に無断で録音したことを証言しているが、その証言態度及び、X1に捏造までしてテープを用意しなければならぬような状況があったとは考えられないこと、被申立人は上記主張をするのみで、Y2所長を証人に立てる等の反証を一切していないこと等から、会話の当事者の一人は、Y2所長であると認められる。

(3) 以上のとおり、平成9年1月から2月にかけてのY2所長のX1に対する一連の言動は、国労組合員であったX1に国労からの脱退を勧奨したものと認めるのが相当であり、労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為である。

なお、第1の2で認定したとおり、Y2所長は、X1に対する脱退勧

奨を始める約1年前に松任工場において、国労との間で不当労働行為があったとする紛争に關与しているにもかかわらず、今回またもや、運転センターの最高責任者の立場を利用して、前記不当労働行為を行ったこと、その言動も執拗であったこと等は厳しく非難されるべきである。

### 第3 法律上の根拠

以上認定した事実及び判断に基づき、当委員会は、労働組合法第27条及び労働委員会規則第43条の規定により、主文のとおり命令する。

平成10年12月15日

富山県地方労働委員会  
会長 干場 義秋 ㊟